

大学基準協会 追評価  
(専門職大学院認証評価)

改善報告書

改善報告書提出日	2010年4月1日
大学名(法科大学院名)	神奈川大学大学院 法務研究科法務専攻
認証評価申請年度	2008(平成20)年度
事務担当者氏名(ふりがな)	相良秀生(さがら ひでき)
所属部署等	経営政策部 大学評価推進課 課長
電話番号	045-481-5661(内線2135)
電子メールアドレス	ninsho-hyouka@kanagawa-u.ac.jp

## < 認証評価結果の抜粋 >

### I 認証評価結果

評価の結果、貴大学法科大学院は、課程修了の要件の適切性（評価の視点2-11）、法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置（評価の視点3-6）に重大な問題を有すると判断した結果、本協会の法科大学院基準に適合していないと判定する。

### II 総評

貴大学法科大学院（以下、貴法科大学院）は、「高度の専門性をもつ法曹となるために必要な深い学識と卓越した能力を培うこと」という理念・目的や、教育および研究は「幅広い教養と高い倫理観に支えられた専門性の涵養を旨」として行い「多様化する地域社会に密着して市民生活を支援する」という教育目標を設定している（評価の視点1-1）。これらは、法科大学院制度の目的に適合しているものと認められる（評価の視点1-2）。

これらの理念・目的ならびに教育目標は、教職員には法務研究科委員会（教授会）やFD活動（Faculty Development：授業の内容および方法の改善をはかるための組織的な研修および研究活動）をとおして、学生には「法科大学院履修要覧」やオリエンテーションなどの機会により周知している（評価の視点1-3）。また、ホームページや大学院案内などを通じて、社会一般に広く明らかにしている（評価の視点1-4）。教育目標については、完成年度終了時の研究科委員会における教育目標のあり方の検討や、研究科規程の改正作業や地域密着型法曹をテーマとしたシンポジウムなどの機会をとおして検証も行っている（評価の視点1-5）。

理念・目的ならびに教育目標の達成状況は、後述する問題点を除いては全般的におおむね達成している。とりわけ、地元弁護士会との強い連携や研究者教員の積極的な関与によるリーガルクリニック活動を旺盛な実施、e-Learning システムの充実、ティーチング・ポートフォリオの試みなど特色ある教育を行っている。また、設備面の充実や、教員と学生との信頼関係が構築されていることも、長所である。

しかしながら、以下の点で重大な問題がある。

まず、法律基本科目である刑事訴訟法担当の専任教員が欠けている。この欠員状態は、すでに1年以上放置されており、実地視察の時点でも、専任教員候補者の具体的な名前ももとより、採用の見込みについても明示がなかった。専任教員の適切な配置がなされていないことは、法科大学院における教育の質を保つ上で問題であり、早急に適切な教員を配置するよう強く求めるとともに、まずこうした現状に鑑みて、本協会の法科大学院基準に適合していないと判定するものである。

次に、授業を半期13回で構成されている点は、大学設置基準の定めにも照らし不適切であり、単位制の趣旨に沿った適切な授業回数確保を確保しなければならない。

したがって、本協会の法科大学院基準に適合していると判断するためには、上記の点の抜本的な改善を行わなければならない。

なお、本協会の法科大学院基準に適合していない理由とはしていないが、以下の点も強く改善が求められる。

第1に、貴法科大学院の「学修指導」の時間について、その位置づけと指導内容を改善する必要がある。学修指導は、教育内容や教育方法、さらに教員組織といった複数の項目にわたって、勧告あるいは問題点（助言）とされるものである。

すなわち、学修指導は、いわゆる法律基本科目のほとんどの講義時間の次の時間に設定されており、実際には講義が前時間に引き続いて実施され、受講生のほとんどが教育に残って前時間の延長的な内容が行われている。つまり、前の法律基本科目講義時間の延長ないし補講となっている。事実上2倍の単位数に相当する授業が行われていたことになり、学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮という視点から不適切であって改善が必要である。事実上必修科目として取り扱われており、教育課程表上の単位数を超えて学生に履修上の負担を課すものであって不適切であり、改善が必要である。また、専任教員の負担上も適切ではない。本評価の過程でも、法科大学院基準に対する再認識および運用改善の方向を確認することができなかった。

第2に、休暇中に実施されている「特別講義」は、専任教員が学期中の通常の講義で遣り残した部分を取り扱ったり、新司法試験の問題の解説を行ったりする例がある。学習支援を超えて、事実上の補講や受験対策に傾斜したものにならないように配慮が求められる。

第3に、成績評価の教員間でのばらつき、再試験の位置づけ、さらに進級制限措置がないことなどの問題点があった。また、FD活動、自己点検・評価活動が有効に機能していないこと、学生アンケートの回答数が極端に少ないことなどは問題である。これらの点については、改善のための努力が始められているが、貴法科大学院全体で明確な位置づけして、改善を実現する必要がある。

＜認証評価時の状況及び改善状況＞

【教育内容・方法等】

評価の視点	内容	
<p>2-11</p> <p>課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮</p>	<p>認証評価時の状況</p>	<p>授業を半期 13 回で構成していた。</p>
	<p>提出資料</p>	<p>「大学院法務研究科学年暦および各種行事日程表」                      (『2007 年度 法科大学院履修要覧』)                      2008 年度 法務研究科時間割</p>
	<p>認証評価結果</p>	<p>課程修了要件は、3 年以上在学し（法学既修者は 2 年以上）、96 単位以上を修得することとされており、規程上は、法令上の基準を遵守し、また、学生に履修上の負担が加重にならないように配慮して設定されていると評価できる（「神奈川大学大学院学則」第 23 条の 2 第 2 項、「2007 年度法科大学院履修要覧」4、5 頁）。しかしながら、授業を 13 回で構成している点は、「大学設置基準」第 23 条に照らし、適切性を欠く。また、評価の視点 2-3 で指導したように、「学修指導」は、必修科目である法律基本科目の授業の延長ないしは補習として位置づけられ、単位計算上の問題と学生に対して過度の負担を課す可能性がある点で、不適切である。</p> <p>2) 「学修指導」が、事実上、当該法律基本科目の授業の延長ないしは補講の意味をもっていると判断できるため、教育課程表上の単位数を超えて、学生に履修上の負担を課すことになり不適切である。その制度の位置づけと指導内容を精査し、適切な制度に改善されたい（評価の視点 2-11）。</p> <p>3) 授業が半期 13 回で構成されていることについて、単位制の趣旨に鑑み早急に改善されたい（評価の視点 2-11）。</p>
	<p>改善状況</p>	<p>2008 年度神奈川大学法科大学院認証評価の現地視察時に、2009 年度からは、授業回数半期 14 回、定期試験日 1 回としての学年暦を編成する方向で準備を進めている旨報告したが、その後、2008 年 11 月 19 日開催の法務研究科委員会の議を経た後、同年 11 月 21 日開催の大学院委員会において、正式に決定した。このことは、『2009 年度 法科大学院履修要覧』に掲載の「大学院法務研究科学年暦および各種行事日程表」において学生に周知している。</p> <p>また「学修指導」については、2009 年度から廃止している。</p>

		両件に関しては、2009年度神奈川県立大学（認証）評価の実地視察時に改善が確認されている。
	根拠資料	「大学院法務研究科学年暦および各種行事日程表」 （『2009年度 法科大学院履修要覧』） 【根拠資料 1】 「大学院法務研究科学年暦および各種行事日程表」 （『2010年度 法科大学院履修要覧』） 【根拠資料 2】 2010年度 法務研究科時間割 【根拠資料 3】

【教員組織】

評価の視点	内容	
3-6 法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置	認証評価時の状況	法律基本科目である刑事訴訟法の専任教員を欠いていた。
	提出資料	2007年度 法科大学院基礎データ 表6 「授業科目別専任教員数（法律基本科目）」
	認証評価結果	<p>入学定員50名の法科大学院については、法律基本科目の各科目に関与しそれぞれ1名の専任教員を置くことが求められているが、専ら実務的側面を担当する専任教員4名を除くと、2007（平成19）年5月1日時点での貴法科大学院における専任教員の配置状況は、憲法1名、行政法1名、民法3名、商法1名、民事訴訟法1名、刑法1名、刑事訴訟法0名である。刑事訴訟法担当については、必要な専任教員が配置されていないため、貴大学法学部の教員が兼担で授業を担当する状況にある。法律基本科目である刑事訴訟法について専任教員を欠くことは、法科大学院基準を満たさず、極めて問題である。実地視察の際の面談調査においても、専任教員候補者の具体的な名前のもとより、採用の見込みなどについてさえ明示されなかった（点検・評価報告書34頁、実地視察の際の面談調査）。早急な改善が必要である。</p> <p>1) 刑事訴訟法担当の専任教員が欠けており、この欠員状態はすでに1年以上続いている。早急に改善されたい（評価の視点3-6）。</p>

	改善状況	<p>刑事訴訟法担当の専任教員については、法務研究科の学内教員定数を1名増やし、関連諸規程に従って2008年11月に教員公募を行い、12月6日の本研究科委員会において大久保哲教授（元琉球大学法科大学院教授）の採用を承認し、大学院委員会の議を経た後、同月11日の理事会で採用を決定した。その後、同教授は、2009年4月1日付で本研究科の専任教員として就任した。</p> <p>この件に関し、2009年度神奈川大学 大学（認証）評価の実地視察時に改善が確認されている。</p> <p>しかしながら、同教授が体調不良のため2010年3月末で依願退職することとなったため、2009年12月に後任補充の教員公募を行った結果、数名の応募者があったが、採用を見送ることとした。</p> <p>この件に関し、法科大学院の認証評価結果を真摯に受け止め、本学としては当面の間、「専門職大学院設置基準 附則第2項」により本学法学部所属の公文孝佳准教授を大学院法務研究科の刑事訴訟法担当専任教員とすることを2010年2月に開催された法学部教授会、法務研究科委員会、大学院委員会及び評議会で決定した。（2010年度本研究科専任教員15名中、学部を兼担する専任教員は公文、田口、中村の3名であり、3分の1以内である。）なお、同教員は2007・2008年度に本研究科の同科目を担当した実績を有していること、加えて教育・研究業績からも大学院法務研究科専任教員としての能力を十分に備えていると判断した。</p>
--	------	--

	根拠資料	<p>2010 年度 法科大学院基礎データ 表 6  「授業科目別専任教員数（法律基本科目）」 【根拠資料 4】</p> <p>2009 年度第 11 回法務研究科委員会議事録（2010 年 2 月 15 日開催）  【根拠資料 5】</p> <p>2009 年度第 9 回法学部教授会議事録（2010 年 2 月 17 日開催）  【根拠資料 6】</p> <p>2009 年度第 10 回大学院委員会議事録（2010 年 2 月 25 日開催）  【根拠資料 7】</p> <p>2009 年度第 10 回評議会議事録（2010 年 2 月 26 日開催）  【根拠資料 8】</p> <p>2010 年度 法科大学院基礎データ 表 7  「専任教員個別表」（該当者抜粋） 【根拠資料 9】</p> <p>法科大学院基礎データ 表 10  「専任教員の教育・研究業績」（該当者抜粋） 【根拠資料 10】</p>
--	------	---